

特集

府内市町村（除く政令市）の健全化判断比率等の状況について

はじめに

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定することとなっており、健全化判断比率等の各指標は、法令等に基づき、各地方公共団体が自ら算定することとなっている。

また、各地方公共団体は算定した財政指標を客観的に分析し、自らの財政の健全化に活用することが期待されているところであるが、法律の施行から3年が経過しており、表面的な算定結果だけではなく、その数値の中身にも目を向けて深く分析を行うことが必要である。

今回それらの問題点、留意すべき事項について示していくこととするので、今後の財政運営の参考にしていきたい。

平成21年度決算に基づく府内市町村（政令市を除く。以下同じ。）の各健全化判断比率等は次のとおりとなっている。

実質赤字比率

表1は、府内市町村の都市別、町村別に実質赤字額がある団体、連結実質赤字額がある団体、実質公債費比率の加重平均、将来負担比率の加重平均を一覧にしたものである。府内で実質赤字額がある団体は、1市1町となっている。また、表2は前年度と比較して各指標が改善又は悪化した団体数を表している表である。実質赤字比率が前年度と比較して、改善した団体が3団体、悪化した団体が1団体となっている。

21年度は、普通交付税の増額（府内市町村における地域雇用創出推進費の増額：75億79百万円）や地域活性化等交付金の交付（府内市町村における3交付金総額：296億2百万円）等により収支が改善されたが、これらは恒久的なものではないことに留意する必要がある。

連結実質赤字比率

表1、2のとおり、府内で連結実質赤字額がある団体は、5市1町、前年度と比較し改善した団体が

表1 府内市町村の健全化判断比率の状況

(単位:%)

	実質赤字がある団体数			連結実質赤字がある団体数			実質公債費比率(平均)			将来負担比率(平均)		
	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19
都市	1	2	3	5	7	8	6.9	6.7	7.3	71.9	80.3	91.7
町村	1	1	0	1	1	1	13.5	12.9	12.3	96.3	109.9	121.8
市町村計	2	3	3	6	8	9	7.2	7.0	7.5	72.9	81.6	92.9
全国市町村計	13	19	23	31	39	71	11.2	11.8	12.3	92.8	100.9	110.4

※実質公債費比率及び将来負担比率の平均は、加重平均である。
 ※全国市町村には、政令指定都市及び特別区を含む。

表2 平成21年度の比率増減状況（平成20年度対比）

	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
改善	3	7.3%	6	14.6%	22	53.7%	36	87.8%
維持	37	90.2%	33	80.5%	2	4.9%	3	7.3%
悪化	1	2.4%	2	4.9%	17	41.5%	2	4.9%
計	41	100%	41	100%	41	100%	41	100%

表3 府内市町村の連結実質赤字比率の構成要素

（単位：千円）

	連結ベース		一般会計等		公営事業会計								公営企業会計											
	黒字額及び赤字 団体数		黒字額及び赤字 団体数		うち国保	うち介護	うち老健	うち後期高齢	うち水道	うち下水道	うち病院	うち水道	うち下水道	うち病院										
黒字額及び赤字 団体数	83,120,151	35	11,061,649	39	5,612,083	19	2,722,674	17	3,847,446	38	756,522	34	1,428,199	41	91,330,109	41	71,463,282	41	5,055,588	18	14,840,469	8		
赤字額及び赤字 団体数	▲9,030,588	6	▲48,900	2	▲33,865,378	22	▲38,203,706	24			▲67,959	7											▲2,374,168	5
府計	74,089,563	41	11,012,749	41	▲28,253,295	41	▲35,481,032	41	3,847,446	38	688,563	41	1,428,199	41	91,330,109	41	71,463,282	41	5,055,588	18	12,466,301	13		

表4 府内市町村の実質公債費比率の状況

（単位：％）

	平成21年度 実質公債費比率(%) A			平成21年度 実質公債費比率(%) B (都市計画税充当前)			増減 B-A	平成20年度 実質公債費比率(%) C			増減 A-C
	うち地方債許可 基準超過団体	うち早期健全化 基準超過団体		うち地方債許可 基準超過団体	うち早期健全化 基準超過団体			うち地方債許可 基準超過団体	うち早期健全化 基準超過団体		
都市	6.9	2	0	13.1	6	2	6.2	6.7	1	0	0.2
町村	13.5	2	0	14.8	4	0	1.3	12.9	2	0	0.6
市町村計	7.2	4	0	13.1	10	2	5.9	7.0	3	0	0.2
全国市町村計	11.2	302	12	-	-	-	-	11.8	396	20	-0.6

※全国市町村には、政令指定都市及び特別区を含む。
 ※地方債許可基準 18%以上
 ※早期健全化基準 25%以上

6 団体、悪化した団体が2 団体となっている。悪化した2 団体については、病院事業会計において昨年度より資金不足額が拡大したことによるものである。

また、実際に連結実質赤字額が生じている団体数は6 団体であるが、それ以外の団体についても赤字を抱えている会計が存在することがわかる。表3は、連結実質赤字比率を構成する一般会計等、公営事業会計、公営企業会計の区分での赤字額や団体数を表したものである。

公営事業会計では、国民健康保険事業会計において赤字額が生じている団体数が24 団体、公営企業会計の病院事業会計においても多額の赤字を抱えている団体がある。

連結実質赤字比率は、一般会計をはじめ各会計を連結することで黒字と赤字が相殺され、算定結果には赤字額がなく健全性が確保されているように見られるが、構成される各会計を個別に見ていくと、必ずしもすべてが健全であるとはいえない。

このような団体については、言うまでもないが、赤字を生じさせている会計の赤字要因を把握し、改善に向けた取組が必要となってくる。

実質公債費比率

表1、2のとおり、府内市町村の実質公債費比率の平均は7.2%で、前年度と比較し0.2ポイント悪化した。また前年度と比較し、比率が改善した団体は22 団体、悪化した団体が17 団体となっている。

この比率が18%以上となった団体は、地方債の発行に総務大臣又は知事の許可が必要となる許可団体となる。地方債の許可団体の数は前年から1 団体増加し、4 団体となった(表4)。また、実質公債費比率の段階別団体数の状況は表5のとおりである。

また表4は、実質公債費比率において平成18年度までは算入されていなかった、都市計画税を算入しない場合の比率も表している。その場合、地方債許可団体の数は10 団体と増加し、さらに早期健全化基準超過団体も2 団体発生することとなる。

都市計画税が算入されることによって比率上は健全化した。実際の収支が改善したわけではないので注意が必要である。各市町村においては、こうしたことを十分認識したうえで、地方債の発行等を計画的に行い、適切な財政運営を行うことが必要である。

表5 実質公債費比率の段階別団体数の状況

区分	10%未満	10%以上 18%未満	18%以上 25%未満	25%以上	計
平成21年度	23	14	4	-	41
平成20年度	23	15	3	-	41
平成19年度	22	18	1	-	41

表6 将来負担比率の状況

(単位:%)

	H21年度 将来負担比率(%) A			平成21年度 将来負担比率(%) B (都市計画税充当前)			増減 B-A	平成20年度 将来負担比率(%) C			増減 A-C
	将来負担比率が300%以上の団体 うち早期健全化 基準超過団体			将来負担比率が300%以上の団体 うち早期健全化 基準超過団体				将来負担比率が300%以上の団体 うち早期健全化 基準超過団体			
都市	71.9	2	1	139.4	4	2	67.5	80.3	3	1	-8.4
町村	96.3	0	0	113.7	1	0	17.4	109.9	0	0	-13.6
市町村計	72.9	2	1	138.3	5	2	65.4	81.6	3	1	-8.7
全国市町村計	92.8	7	3	-	-	-	-	100.9	12	3	-8.1

※全国市町村には、政令指定都市及び特別区を含む。
※早期健全化基準 350%(政令市は400%)

将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき額を指標化したものであり、その構成要素としては地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等がある。各市町村においては、どのような要素にどれぐらいの将来負担額があるのかを明らかにすることが非常に重要である。

表1、2のとおり、平成21年度の府内市町村の平均は72.9%となり、前年度比で8.7ポイントの改善となった。また前年度と比較し、比率が改善した団体は36団体、悪化した団体は2団体となっている。また、将来負担比率が300%を超える団体は前年度より1団体減少し、2団体となった。ただし、全国で7団体しかないことも認識する必要がある(表6)。

また、表7は、将来負担比率の構成要素を一覧にしたものである。地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額の合計額が、将来負担額全体の約8割を占める結果となっている。

将来負担額の大部分を占める地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額をどのように減らしていくかが、今後の大きな課題である。

適切な財政運営を行うためには、今後の建設事業

の計画、地方債発行の予定、公債費の償還予定などの状況を勘案しつつ、事業の選択と集中や優先順位等を明確にし、計画的に地方債等の残高を減らしていくことが必要である。

また、実質公債費比率と同様、将来負担比率の算定においても、充当可能財源として都市計画税を算入することとなっている。健全化法の制度設計の中で、結果的に都市計画税が特定財源として扱われるようになったものであるが、仮に、特定財源として扱われなかった場合の将来負担比率の状況を表6で表した。

都市計画税を算入しない場合では、町村では、都市計画税の収入がない団体が多いため影響が小さく17.4ポイントの悪化であるが、都市部では67.5ポイント、市町村計では65.4ポイントと大幅に悪化することとなる。また、将来負担比率が早期健全化基準の350%を超過する団体は1団体であるが、都市計画税を算入しない場合は2団体に増加することとなる。

先にも触れたが、これらの団体は都市計画税が算入されることによって比率上は健全化されたが、実際の収支が改善したわけではないことを認識する必要がある。

表7 将来負担額の内訳

(単位:千円、%)

	都市計	構成比	町村計	構成比	市町村計	構成比
地方債現在高	1,471,879,891	50.4	65,416,701	50.9	1,537,296,592	50.5
債務負担行為に基づく支出予定額	125,931,226	4.3	2,673,644	2.1	128,604,870	4.2
公営企業債等繰入見込額	886,500,877	30.4	38,703,903	30.1	925,204,780	30.4
組合等負担等見込額	53,309,310	1.8	3,582,214	2.8	56,891,524	1.9
退職手当負担見込額	307,936,171	10.6	16,513,821	12.9	324,449,992	10.7
設立法人の負債額等負担見込額	62,991,395	2.2	1,483,120	1.2	64,474,515	2.1
うち土地開発公社	62,367,004	2.1	0	0.0	62,367,004	2.0
うち第三セクター等	624,391	0.0	1,483,120	1.2	2,107,511	0.1
連結実質赤字額	8,974,722	0.3	55,866	0.0	9,030,588	0.3
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計①	2,917,523,592	100.0	128,429,269	100.0	3,045,952,861	100.0
充当可能基金	239,216,992		21,460,797		260,677,789	
充当可能特定歳入	591,224,892		7,537,384		598,762,276	
うち都市計画税収	569,776,986		6,398,351		576,175,337	
基準財政需要額算入見込額	1,479,448,667		63,941,431		1,543,390,098	
小計②	2,309,890,551		92,939,612		2,402,830,163	
差引③(①-②)	607,633,041		35,489,657		643,122,698	
標準財政規模-算入公債費④	844,255,842		36,845,343		881,101,185	
将来負担比率③/④	71.9		96.3		72.9	

表8 資金不足額がある会計数

	上水道			下水道			病院			宅地造成			簡易水道			と畜場			交通			観光		
	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19
都市	0	0	0	0	1	1	5	6	7	0	1	1	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	
町村	0	0	0	0	1	1	-	-	-	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	1
市町村計	0	0	0	0	2	2	5	6	7	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※「-」は設置している団体がいない。

資金不足比率

資金不足額が生じている公営企業は表8のとおり、病院事業が5団体である。昨年度は6団体であったが、1病院は廃院していることや、うち3団体は資金不足が拡大しており、全体的に悪化している。

ここで注意しなければならないのは、資金不足比率の算定にあたっては、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業(下水道事業等)において、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を資金不足額から控除することとなっている点である。これはあくまでも比率の算定上の取扱いであり、各会計の決算における資金不足額(主に法適用事業にあつては不良債務、法非適事業にあつては繰上充用額)自体が解消されたものではない。

表9は、解消可能資金不足額により資金不足額が

表9 解消可能資金不足額

(単位:千円)

	下水道		病院	
	資金不足解消額	団体数	資金不足解消額	団体数
都市	15,045,011	10	8,380,097	5
町村	34,567	1	-	-
市町村計	15,079,578	11	8,380,097	5

※「-」は設置している団体がいない

減少した額及び事業名、団体数を表したものである。このうち、下水道事業については、資金不足比率が生じている団体はないが、解消可能資金不足額により、資金不足が解消された団体が11団体もある。

解消可能資金不足額は、あくまでも算定上の取扱いであり、将来に向かって計画的に料金収入等を確保していかなければならないことは当然のことながら、現に資金不足が生じていることを強く意識し、収支改善を図るための取組に努めることが必要である。

最後に

今回は健全化法における健全化判断比率等の算定結果だけでは、見えない問題点等について分析を行った。

健全化法では、普通会計だけではなく、公営企業や公社、第三セクター等を含めた各団体トータルのフロー、ストックの両面から見た指標が規定されている。

また、各地方公共団体の財政状況の健全性を分かりやすくするため、客観的に指標化したものであるが、健全化判断比率等では表面化しない問題点もある。

各市町村におかれては、赤字会計の健全化は当然のこと、各会計の抱える課題の把握とその改善方策の検討が非常に重要なものである。

今回のような視点も非常に重要だと考えており、参考にしていただくとともに、健全な財政運営に努めていただきたい。